

公益社団法人京都市観光協会

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和8年10月1日策定

公益社団法人京都市観光協会（以下「当協会」という。）は、京都市域において唯一、観光の振興を目的に活動する団体として、行政はじめ関係諸団体との連携のもと、京都ならではの観光資源を活用した事業実施や観光情報の発信など、戦略的な事業展開により京都の観光振興を積極的に推進しております。京都の観光振興を通じた京都の魅力向上および持続可能な地域社会の実現を目指し、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組んでいます。

採用選考、インターンシップ、職場体験、職員との各種面談等の採用・就職活動（以下「求職活動等」という。）に参加するすべての方（以下「求職者等」という。）が、安心して選考や活動に臨めるよう、当協会は求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）の防止に向け、以下のとおり基本方針を定めます。

1 基本方針

当協会は、すべての求職者等の尊厳と基本的人権を尊重します。当協会の役員等（役員、正職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイト等を含む）が、求職者等に対して性的な言動を行ったり、優越的な立場を利用して不利益や不快感を与えたりする行為を一切容認しません。

2 求職者等セクハラの定義

求職者等セクハラとは、当協会の役員等が求職者等に対して行う「意に反する性的な言動」により、求職者等に苦痛を与え、または求職活動等の環境を悪化させる行為をいいます。具体的には以下のような行為が該当します。

(1) 性的な内容の発言

性的な事実関係やプライベートな交際経験・性的指向等に関する質問、性別役割分担意識に基づく発言、容姿や身体に関する不必要な言及 など

(2) 性的な行動・接触

不要な身体への接触、性的な関係の強要、断りにくい立場を利用した2人きりでの食事・飲酒への執拗な誘い など

3 採用・就職活動等における行動規範（面談・コミュニケーションルール）

当協会は、ハラスメントの発生を未然に防止するため、役員等に対し以下の面談及びコミュニケーションルールを厳格に義務付けます。

(1) 面談・面接の実施環境

面接や面談は、原則として日中の時間帯に当協会事務局等の指定施設、または公共性の高い適切な場所で行います。密室や個室での1対1による面談は避け、複数名での対応またはオープンな環境を徹底します。

(2) 連絡手段の制限

求職者等との連絡には、当協会が指定・支給する業務用メールおよび公式連絡手段のみを使用します。役職員の個人アカウント（個人LINE、SNS、個人メール等）を使用した個別の連絡・交流は禁止します。

(3) 会食・飲酒の原則禁止

採用選考及びインターンシップ等のプロセスにおいて、夜間の食事や酒席に誘うことを禁止します。

4 相談窓口の設置及び対応

求職者等が当協会の役職員等からセクシュアルハラスメントを受けたと感じた場合、または不安や疑念を抱いた場合には、速やかに以下の相談窓口までご連絡ください。

(1) 相談窓口

- ・ **担当部署**：公益社団法人京都市観光協会 総務課
- ・ **電子メール**：recruit@kyokanko.or.jp
- ・ **電話番号**：075-213-1212
- ・ **受付時間**：平日 8:45～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

(2) 対応の方針

- ・ 相談・通報を受けた場合、当協会は公平・中立な立場から迅速かつ正確に事実確認を行います。
- ・ 被害を受けた求職者等の意向に配慮し、面接担当者の変更や適切な選考機会の確保など、必要な配慮措置を速やかに講じます。

5 プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

(1) プライバシー保護

相談者及び調査に協力した関係者のプライバシー、個人の尊厳は厳重に保護されます。相談内容や個人情報を選考に関わる第三者に目的外で共有されることはありません。

(2) 不利益取扱いの禁止

相談を行ったこと、または事実確認等の調査に協力したことを理由として、採否の判断等において不利益な取扱いをすることは一切ありません。

6 違反者に対する厳正な対処と再発防止

- ・ 事実調査の結果、求職者等セクハラの実事が認められた場合、行為者となった役職員等に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。
- ・ 事案の発生原因を検証し、全役職員に対する研修の実施や運用ルールの見直し等を行うことで、再発防止を徹底します。